

鹿児島県政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の会派を含む。以下「会派」という。）に対して交付する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派又はその所属議員（以下「会派等」という。）が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付の対象)

第3条 政務活動費は、会派に対し交付する。

(政務活動費の額等)

第4条 政務活動費の額は、月額300,000円に各会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員の数とする。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属する会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は、会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、速やかに会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派の代表者は、会派が解散したときは、速やかに会派解散届を議長に提出しなければならない。

(知事への通知)

第6条 議長は、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

2 議長は、前条第1項の規定により会派結成届が提出された会派について、毎年4月5日までに、知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、政務活動費の交付の決定（変更の決定を含む。）を行い、会派の代表者に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けたときは、毎四半期の最初の月の5日（その日が鹿児島県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の県の休日でない日）までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の中途において議員の任期が満了する場合には、任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る政務活動費を

交付するものとする。

- 3 知事は、一四半期中途において、新たに会派が結成されたときは、第5条第1項の規定により会派結成届が提出された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務活動費を当該会派に対し交付するものとする。
- 4 一四半期中途において、会派の所属議員の数に変更が生じたときは、当該会派に既に交付した政務活動費については、その変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分から調整するものとする。
- 5 一四半期中途において、会派が解散したときは、当該会派の代表者は、当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。

（収支報告書）

- 第9条 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により年度の終了する日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会派の代表者は、会派が解散したときは、当該会派が解散した日の属する月（その日が月の初日の場合はその日の属する月の前月）までの収支報告書を、別記様式により解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
 - 3 前2項の収支報告書には、別に定めるところにより政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

（収支報告書の写しの送付）

- 第10条 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、その写しを知事に送付するものとする。

（政務活動費の返還）

- 第11条 知事は、会派が年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費に係る支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派に対し当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

- 第12条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書を、当該収支報告書を同条に規定する提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

- 第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行うこと等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月17日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の鹿児島県特別職報酬等審議会条例の規定、第3条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第4条の規定（鹿児島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第3項及び別表第3備考4の(1)の改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県議会議員の議員報酬、費用

弁償及び期末手当に関する条例の規定，第5条の規定による改正後の鹿児島県政務活動費の交付に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の規定は，平成20年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この条例は，平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は，施行日以後に交付される政務活動費について適用し，施行日前に第1条の規定による改正前の鹿児島県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については，なお従前の例による。
この条例の施行の際現に旧条例第4条の規定により提出された届出書は，施行日において新条例第5条の規定により提出された届出書とみなす。

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調 査 研 究 費 | 会派等が行う県の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 |
| 研 修 費 | 1 会派等による研修会，講演会等の開催（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への会派の所属議員又は会派等の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 広 聴 広 報 費 | 会派等が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 |
| 要請陳情等活動費 | 会派等が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費 |
| 会 議 費 | 1 会派等が行う各種会議，住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 |
| 資 料 作 成 費 | 会派等が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 |
| 資 料 購 入 費 | 会派等が行う活動のために必要な図書，資料等の購入，利用等に要する経費 |
| 事 務 費 | 1 会派等が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 2 所属議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 人 件 費 | 会派等が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費 |

